

患者団体及び薬局と連携した肝炎対策の取組について

令和4年3月14日
広島県健康福祉局薬務課

1 目的

肝炎対策に係る各種制度について、患者に身近な薬局を活用した普及啓発を行う。

2 取組方法

全国B型肝炎訴訟広島原告団・弁護団（以下「原告団・弁護団」という。）と連携し、患者に役立つウイルス性肝炎に関する各種助成制度に関するリーフレットを作成し、薬局窓口において配布を行う。

3 実施結果

(1) 啓発資料の内容

別紙参考資料4のとおり。（作成主体は原告団・弁護団）

肝炎治療費助成制度、肝がん・重度肝硬変治療費助成制度、定期検査費用助成制度等を掲載している。

(2) 配布方法

県から（公社）広島県薬剤師会に協力依頼文を発出し、薬剤師会から会員薬局へ配布した。

(3) 配布実績

薬剤師会への配布部数：32,000部

その他、各保健所、市町、肝疾患専門医療機関、地区医師会へも同リーフレットを別途配布した。（配布部数：3,000部）

4 本取組に関する評価

原告団・弁護団により、次の会議において本取組を紹介していただき、全国でも同様な取組が進められている中、薬剤師会との連携による最も進んだ好事例として、高く評価されたとの情報提供があった。

日時：令和3年12月18日（土）13：00～

会議名：全国恒久対策委員会（全国B型肝炎訴訟弁護団）

5 今後の取組

今後も患者団体と連携した取組を実施することで、患者を中心とした肝炎対策をより充実させていく。